会員規則

第１条　この規則は、一般財団法人花山宇宙文化財団定款第４０条第３項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

第２条　会の名称は、京都花山天文台の将来を考える会（以下本会という。）とする。

第３条　本会は、一般財団法人花山宇宙文化財団の様々な事業を支援することを目的とし、具体的には、将来構想の策定支援、花山天文台における見学会・観望会支援、講演会や会員親睦会などの開催を行う。

第４条　会員とは、前項の目的に賛同してこの規則を承諾し、事務局の承認を受けた上で、会費を納入する者をいう。当会の会員は、次の２種とする。

(1)一般会員、当会の目的に賛同して入会する個人

(2)賛助会員。当会の目的に賛同して、当会を支援する個人及び団体

第５条　年会費は、一般会員一口3,000円以上、賛助会員一口30,000円以上とする。

２　納入された年会費は返金しない。

３　年会費の有効期限は入会から翌年の3月31日までとし、有効期限の3か月前から3か月後まで更新を受け付ける。

４　年度途中の入会者に対しては、当該年度の会報を送付する。

第６条　会員は以下の特典を有する。

(1) 年１回の会員の交流会に参加できる。

(2) 会報を入手することができる。

(3) １口の一般会員は、優待料金(大人 2500 円、学生(高・大)1000 円、こども(小・中)無料)にて基金観望会に参加できる。

(4) ２口以上の一般会員は、会員本人は年３回基金観望会に招待、同伴の参加者は優待料金にて参加できる。

(5) 賛助会員は、基金観望会を含む会が関係する全イベントに招待される（同伴者含む）。

(6) 会報およびホームページへの広告掲載に割引料金（一割引）が適用される。

(7) その他、天文台を応援する活動に参加できる。

第７条　一般財団法人花山宇宙文化財団の会計年度終了後３ヶ月を目処に会員総会を開き、事業報告を行う。

第８条　会員は、郵便物送付先等登録情報に変更が生じた場合には、すみやかに事務局に届け出る。

第９条　会員は、申告によりいつでも退会できる。また会員の有効期限が過ぎた場合は退会したものとみなす。

第１０条　この規則の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。

第１１条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

２　規則を変更する場合は、更新時に会員に通知する。

附則　この規則は平成３１年４月１日から施行する。